

《夜間・早朝等加算について》

当院が標榜する診療時間内であっても、下記診療時間帯に受付をされた場合、診療報酬算定要件に基づき、平成20年4月1日から「夜間・早朝等加算」として算定いたします。

対象	点数
平日)18時以降に受付された場合	50点
土曜)12時以降に受付された場合	

但し、コンタクトレンズの処方を目的に来院された方を除きます。